

療養担当規則による掲示

令和 7 年 4 月 1 日現在

厚生労働省掲示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

1. 一般病棟

地域一般入院基本料 1

当病棟では、1 日に 1 0 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

【看護職員（看護師及び准看護師）】

- ・ 朝 8 時 3 0 分～夕方 5 時 1 5 分まで
看護職員 1 人当たりの受持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方 5 時 1 5 分～朝 8 時 3 0 分まで
看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 4 人以内です。

【看護補助者】

- ・ 朝 8 時 3 0 分～夕方 5 時 1 5 分まで
看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 4 2 人以内です。

入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
上位所得者(限度額区分アイ)	現役並み 一般	510円	
一般(限度額区分ウエ)		280円(難病・小慢・精神)	
低所得者(限度額区分オ)	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	240円
		91日目以降の入院(長期該当者)	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給権者)	110円	

注 1)低所得者に該当する場合は、(限額対象者の)申請に基づき、保険者(後期高齢者の場合広域連合)が「標準負担額減額認定証」を交付する。

2)長期該当者となる場合は、新たに申請を行う。

長期該当者の要件:「減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者」をいう。